### 特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

(税込み・配送料実費)

定期購読料 1 カ年61,560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

### 平成 31 年 日(金)

No. **14853** 1部370円(税込み)

### 発 行 所

### 一般財団法人 経済 産業 調査 会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061 [電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

**近畿本部** 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階)[電話]06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

### Ħ 次

☆中国知財の最新動向 第11回 中国の電子 商取引法の制定と知財実務への影響………(1)

## 中国知財の最新動向

# 中国の電子商取引法の制定と 知財実務への影響

BLJ法律事務所 誠<sup>1</sup> 弁護士 遠藤

### Ι はじめに

近年、中国の電子商取引分野は、急速に発展し ている。「2017年度中国ネットワーク小売市場デー タモニタリングレポート」(中国語では「2017年度 中国网络零售市场数据监测报告」) 2 という統計によ ると、2017年の中国国内におけるネットワーク小売 市場の規模は7兆1751億元であり、2018年には9兆 3563億元となることが見込まれている。また、2017 年の中国国内におけるオンラインショッピングの ユーザーの規模は5億3300万人であり、2018年には 5億6000万人となることが見込まれている。2017年 の中国国内におけるB2Cネットワーク小売市場の

## 知的財産の内外権利化と権利行使

PRIMEWORKS IP Attorneys

【情報・電子】 贷<sub>理</sub> 素 \* 森下 賢樹 炎- 塩・エ・村田 雄祐 パートナー 青木 武司 パートナー\***真家 大樹** 弁 理 士 菅野 茂 弁 理 士 山本 泰 弁 理 士 髙田 寛人 **養霧**毒羊 村上 雄一 小澤 勝己 弁 理 士 弁 理 士 吉川 太郎 【化学・材料・バイオ】 がルーティングバートナー 
弁 理 士 小澤 一郎 弁理士 田中 康夫 弁理士 吉澤 大輔

弁理 士\*野田裕子

【機械・制御】 紫- \_ \_ \* 三木 友由 がルーティングバートナー 富所 輝観夫 弁 理 士 月成 俊介 弁理士 吉田 浩久 岩井 広 理 士 弁 理 士 弁 中田 洋二 弁 理 士 吉野 亮平

【通信】 券−ѣナ±\*宗田 悟志 【商標】 弁理士 長谷川 綱樹 弁 理 士 \* 木村 純平 【法務】 横井 康真 弁護士(顧問) 国弁護士 クレア ツォッブ 米 国 特 許 弁護士(顧問)

東京都渋谷区恵比寿西2-11-12 グリュック代官山 **T150-0021** \*付記弁理十(侵害訴訟代理権付記) FAX 03-3461-3688 URL:http://www.primeworks-ip.com/ TEL 03-3461-3687

シェアについてみると、「天猫(TMALL)」 $^3$ がトップで52.7%、「京東(JD.COM)」 $^4$ が 2位で32.5%となっている。また、2017年の輸入越境電子商取引の規模は 1 兆7600億元であった。

中国政府は、電子商取引分野における立法について、2013年末から検討を開始した。電子商取引分野は非常に広範囲にわたり、且つ、知的財産権、独占禁止、税金、法的責任、処罰基準、越境電子商取引等とも密接に関係しているため、電子商取引法の立法に向けて何度も検討が重ねられ、繰り返し修正案が作成されたという経緯を経てきた。

以上のような背景の下、電子商取引の各主体の合法的権益を保護し、電子商取引の行為を規範化し、市場秩序を維持し、電子商取引の持続的な発展を促進するため、2018年8月31日、全国人民代表大会常務委員会は、「電子商取引法」(以下「本法」という)を制定・公布した<sup>5</sup>。本法は、2019年1月1日から施行される。

本法の体系は、図表1のとおりである。

図表1:電子商取引法の体系

第1章	総則		
第2章	電子商取引事業者	第1節	一般規定
		第2節	電子商取引プラッ トフォーム事業者
第3章	電子商取引契約の 締結及び履行		
第4章	電子商取引紛争の 解決		
第5章	電子商取引の促進		
第6章	法律責任		
第7章	附則		

### Ⅱ 電子商取引法の概要

全7章、全89条からなる本法の概要は、以下のとおりである。

1 「電子商取引」の定義及び本法の適用範囲 本法は、中国国内の電子商取引活動に適用され る(2条1項)。

本法にいう「電子商取引」とは、インターネット等の情報ネットワークを通じて、商品を販売し 又はサービスを提供する事業活動をいう(2条2 項)。金融商品及びサービス、情報ネットワーク を利用してニュース情報、音楽動画番組、出版及 び文化製品等のコンテンツを提供するサービスに は、本法は適用されない(2条3項)。

## 2 「電子商取引事業者」、「電子商取引プラット フォーム事業者」及び「プラットフォーム内の事 業者」の定義

本法においては、「電子商取引事業者」、「電子 商取引プラットフォーム事業者」及び「プラット フォーム内の事業者」という概念が多く用いられ ている。そこで、これらの概念の定義が重要とい える。「電子商取引事業者」、「電子商取引プラットフォーム事業者」及び「プラットフォーム内の 事業者」の各概念の関係については、図表2を参 照されたい。

図表2:概念図

電子商取引事業者

電子商取引

プラットフォーム内の
事業者

事業者

その他

本法にいう「電子商取引事業者」とは、インターネット等の情報ネットワークを通じて、商品を販売し又はサービスを提供する事業活動に従事する自然人、法人、及び非法人組織をいう。これには、電子商取引プラットフォーム事業者、プラットフォーム内の事業者、及び自己のウェブサイトその他のネットワークサービスを通じて商品を販売し又はサービスを提供する電子商取引事業者が含まれる(9条1項)。

次に、本法にいう「電子商取引プラットフォーム事業者」とは、電子商取引において取引双方又は複数の者のために、ネットワーク事業場所、取引仲介、情報発信等のサービスを提供し、取引双方又は複数の者が独立して取引活動を展開できるようにする法人又は非法人組織をいう(9条2項)。

さらに、本法にいう「プラットフォーム内の事業者」とは、電子商取引プラットフォームを通じて商品を販売し又はサービスを提供する電子商取引事業者をいう(9条3項)。

本法の規定や問題点を検討するにあたっては、これらの概念をしっかりと区別する必要がある。